

令和5年度第2回埼玉県感染症対策連携協議会 議事概要 (HP 公開用)

1 日時 令和5年8月31日(木) 17時00分～18時05分

2 場所 危機管理防災センター記者会見室 (Web会議と併用)

3 出席者

【委員】 (25名出席)

会場：金井委員、丸木委員、松山委員、岡本委員、表委員、本多委員、荒井委員、

オンライン：岩崎委員、浅野委員、畑中委員、澤登委員、関口委員、篠塚委員、伊藤委員、遠井委員、長岡委員、関森委員、白石委員、

松本委員、星野委員、山下委員、青木委員、丸山委員、原委員、案浦委員

【事務局】 山口感染症対策課長及び担当者

【傍聴者】 一般の傍聴希望者なし

4 議題

(1) 予防計画の中間とりまとめ(案)について

(2) 予防計画で定める数値目標について

(3) 協定について

(4) 今後のスケジュールについて

5 内容

(1) 開会

(2) 議題

ア 予防計画の中間とりまとめ(案)及び予防計画で定める数値目標について

・部会での議論の概要について、部会長より御報告をいただいた。

・議題(1)、(2)について、資料1、2に基づき事務局より一括して説明した。

【質疑・意見等】

○ 委員

IHEAT について、県全体で 56 人という数値目標が示されているが、この人数で足りるか。この数値は現状の実績か、目標として掲げているとしている数値か。

また、IHEAT の数値目標は職能別に示されていないが、どの職能の人数か。主に保健師や看護師か。

○ 事務局

IHEAT の数値目標は、1 年間以内の IHEAT 研修受講人数である。IHEAT は現在 27 人の方に登録いただいているが、数値目標は、新型コロナ対応での IHEAT 要員の活用の実績を基に設定した数値である。なお、IHEAT の登録人数については、今後更に働きかけをして、増やしていきたいと考えている。

IHEAT 要員の職種については、主に保健師や看護師を想定している。

○ 委員

先日保健所に対して予防計画における保健所の体制の確保について説明をいただいたが、再度検討とのことであるので、非常に期待している。その検討の前に、再度保健所長会としての意見を申し上げる。

1 点目として、県は新型コロナ第 3 波に基づいて保健所の人員確保数の数値目標を設定しているが、さいたま市や他の中核市と同様に予防計画作成のための手引きのとおり、県も第 6 波を想定して数値目標を設定していただきたい。予防計画作成のための手引きには、いわゆる第 6 波と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定していると記載しており、緩やかに感染者が増えるのではなく、流行初期に第 6 波と同規模の感染が発生した場合に必要な人員確保数を問われているものとする。中核市や政令市と比べると、県民に対するサービスの差も生じてしまうため、再度検討していただきたい。

2 点目として、新型コロナ第 3 波の頃の保健所職員の状況等を考えると、保健師をはじめとして多くの職員が、事実上の 24 時間体制の中、過酷な状況に置かれたことから、現状示されている数値目標の案を受け入れることはできない。

3 点目として、今後各保健所で策定する予定となっている健康危機対処計画との整合性が図れなくなってしまうので、その点についても十

分検討していただきたい。

○ 事務局

保健所の感染症対応業務を行う人員確保数の数値目標について、国はその他の数値目標に第3波を想定していることから、保健所の人員確保数の数値目標も第3波に基づいて設定したところである。御指摘のとおり、第3波において保健所で非常に多くの業務量を抱えていたことは事実である。事務局としては、第3波を想定した人員を確保した上で、業務の役割分担について検討していく必要があると考えている。数値目標の人員確保数については、最低限の人数ということで、これ以上の人数を確保しないということではない。

○ 委員

行政機関との連携の中に、警察は関わっているか。今回の新型コロナ対応では、薬局が薬の配送を担うに当たって、薬を届けて服薬の説明をして帰ってくるだけでも停めるところがないという駐車禁止の問題があった。このことについて、警察ともうまく連携できるようになるか。

○ 事務局

予防計画に直接警察という記載はないが、警察とも情報共有や連携を図って参りたいと考えている。

○ 委員

是非よろしく願いたい。警察は薬局ではうまく対応ができないため、県できちんと対応していただくことを望む。

○ 委員

1点目として、配慮が必要な方を社会全体で支援する仕組みについてである。感染症発生時における障害者等の配慮が必要な方への対応について、県の予防計画には「必要など所に支援が行き届くように、社会全体で支援する仕組みを構築していく必要がある」と記載していただいたところである。これは部会での障害者の方の話がきっかけで追記されたが、新型コロナでの経験を踏まえると、ペットを飼っていて入院できない方や外国人等に対しても同様に社会全体で支えていくということが非常に重要であるとする。

2点目として、保健所の業務の一元化や業務委託についてである。新型コロナ第3波の頃は、積極的疫学調査もかなり綿密に行っていた頃

で、業務量に見合った委託等が十分にできていなかった。今後はなるべく早く業務の委託等ができるような体制を整えることが非常に重要であると考えている。通常委託をするとなると入札等で時間がかかるが、非常事態時にどのようなことが可能であるか等について、市として県とも相談をさせていただければと考える。予防計画に記載するかは別として、課題として記録に残しておいていただきたい。

○ 会長

社会全体で支える仕組みや委託の問題については、今後とも検討していくことになると思うので、今の御意見を尊重した上で検討していく。

【県の保健所の体制確保に係る数値目標について】

○ 会長

部会長からの報告にもあったが、保健所の体制確保については様々な意見があったところである。協議会や部会での議論を踏まえ、私の方で再度調整し、意見を取りまとめたいと考える。この件は私に一任とさせていただきたいと考えるがよろしいか。

・県の保健所の体制確保に係る数値目標について、会長に一任することです承を得た。

イ 協定について

- ・資料3に基づき事務局より説明した。
- ・部会での議論の概要について、部会長より御報告をいただいた。

【質疑・意見等】

○ 委員

特別な配慮が必要な患者の専用病床について、対応する患者は慢性的な疾患が多い。慢性的な疾患を抱えている中で、かかりつけの医療施設から感染症に伴って転院しなければならないということが起きると思うが、そういった時の橋渡しの仕組みづくりについて、県は考えているか。

○ 事務局

予防計画の中には入院調整についても記載しており、必要に応じて転院の調整をする場合もあると考える。新型コロナ対応においては、妊産婦や透析患者等の入院調整をコーディネーターの先生にお願いしている。場合によっては、そういった方々にお願いすることもあると考える。

○ 委員

新たな感染症が発生した時に備えて、入院調整のフォーマットや基準になるものを作った方がよいのではないかと。何か起きた時に、全て職員の口伝で対応するということだと今までと変わらない。

○ 委員

流行初期医療確保措置について、感染症流行前と比較して減った分だけを補填するというのは、不十分であると感じる。感染症発生時に対応を行うとなると、人員の問題や諸々の費用が掛かり、手間暇もかかるが、マイナス分の補填しかないのか。

○ 事務局

流行初期医療確保措置については、流行初期においてすぐに対応しなければならない場合についても、減収の補填措置があるということである。将来的には、診療報酬の上乗せや補助金等が追加され、必要な経費について補填をしていく。

○ 委員

新型コロナが 5 類に移行した時に、確保病床から受入可能病床となり補助金が付かないこととなったが、今回の流行初期医療確保措置については「確保」ということで、病床確保料の補助があると理解してよいか。

○ 事務局

そのとおりである。

○ 委員

発熱外来の実施における流行初期医療確保措置の対象となる基準について、資料に「かかりつけ患者だけに限らず地域住民の診療を行う

ことが前提」と記載してある。今回の新型コロナ対応では、訪問診療を行っている医療機関から、患者が新型コロナに感染した際に行かないとはっきり言われたケースがあった。そのようなことがないような状況を作っていただけると、訪問看護としてもサポートしやすいので、一緒に考えていただけるとありがたい。

○ 委員

人材派遣の協定について、協定書案に「感染症医療担当従事者」と「感染症予防等業務関係者」の2パートンが記載されている。感染症医療担当従事者は看護職や医師が足りなくなった際に入院患者の対応を行うということは理解できるが、感染症予防等業務関係者はどのような方を対象とし、どのように位置付けられているか。

感染症看護専門看護師や感染管理認定看護師といった看護師の中でも感染管理に特化した専門職能を有する人材が養成されている。埼玉県のCOVMATにも感染管理認定看護師が参加し大活躍したと考える。こういった人材について、正式な登録制度がないため把握することは容易でないが、県で把握し、感染症予防等業務関係者のリーダー的存在として活用していただきたい。感染症看護専門看護師や感染管理認定看護師は、感染まん延防止の方策の段取りをいち早く専門的に判断できる職能であるので、こういった人材の把握と活用について、県の予防計画に盛り込んでいただきたい。昨年県で実施されている感染症専門研修を受けただけの人員では不可能であると考えている。

○ 事務局

感染管理に特化した専門職能を有する人材の活用を予防計画に記載することについて、今後前向きに検討して参りたい。

【流行初期医療確保措置の基準について】

○ 会長

部会長からの報告にもあったが、流行初期医療確保措置の対象となるために知事が定める基準については、様々な意見があり、今後とも調整をしていく必要がある。協議会や部会での議論を踏まえ、どのような基準が適切であるか、医師会の中でも検討し、県と調整させていただきたいと考える。この件についても、私に一任とさせていただきたいと考えるがよろしいか。

・流行初期医療確保措置の基準について、会長に一任することで了承を得た。

ウ 今後のスケジュールについて

資料4に基づき事務局より説明した。

【質疑・意見等】特になし

(4) 閉会